

第4次

佐野市役所地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

平成29年度～平成33年度

平成29年3月

佐野市

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 1 計画策定の背景 | |
| 1) 地球温暖化..... | 1 |
| 2) 国内外の取組..... | 1 |
| 3) 本市の対応..... | 1 |
| 2 計画の基本的事項 | |
| 1) 計画の目的..... | 2 |
| 2) 計画の期間..... | 2 |
| 3) 計画の対象範囲..... | 2 |
| 4) 計画の対象とする温室効果ガス..... | 3 |
| 3 前計画の達成状況 | |
| 1) 前計画の目標と達成状況..... | 4 |
| 2) 温室効果ガスの排出状況..... | 5 |
| 3) 温室効果ガス総排出量の推移..... | 7 |
| 4 目標 | |
| 1) 基準年度及び目標年度..... | 8 |
| 2) 温室効果ガス総排出量の削減目標..... | 8 |
| 3) 項目ごとの削減目標..... | 9 |
| 5 温室効果ガスの排出量削減のための具体的な取組 | |
| 1) 取組体系..... | 10 |
| 2) 具体的取組..... | 11 |
| 6 計画の推進 | |
| 1) 推進方法..... | 16 |
| 2) 推進体制..... | 16 |
| 3) 職員の環境保全意識向上等..... | 16 |
| 4) 推進状況の点検等..... | 17 |
| 5) 推進状況の評価方法..... | 17 |
| 6) 推進状況の公表..... | 17 |
| 7 参考資料 | 18 |

1 計画策定の背景

1) 地球温暖化

「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中で増加、蓄積することにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が上昇する現象です。地球温暖化は、海面水位の上昇や豪雨、干ばつの増加、農業生産や水資源、そして生態系への影響などを招き、これらの予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されている最も重要な環境問題の一つです。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が 2013 年から 2014 年にかけて公表した第 5 次評価報告書においては、

- ・世界の平均気温は、1880 年（工業化初期）から 2012 年の間に 0.85℃上昇した
- ・最近 30 年において、世界の 10 年平均の気温はいずれも 1850 年以降のどの 10 年平均の値よりも高くなっている
- ・増え続けている CO₂ の総排出量と気温上昇とは、比例関係にある
- ・地球温暖化は、人間活動の影響が主な要因である可能性が極めて高い

とのことが報告されました。

そして、21 世紀末（2081 年～2100 年の間）の世界の平均気温は、今後、有効な温暖化対策をとらなかった場合は 2.6～4.8℃、厳しい温暖化対策をとった場合でも 0.3～1.7℃上昇する可能性が高いと予測しています。

2) 国内外の取組

こうした中、2015 年にフランス・パリで開催された COP21（第 21 回気候変動枠組条約締約国会議）において「パリ協定」が採択されました。この協定では、今後の世界的な気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑える（1.5 度に抑えることが、リスク削減に大きく貢献することにも言及）ことに向けて、世界全体で、今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向を打ち出しました。

パリ協定は 2016 年 11 月 4 日に発効となり、世界各国において地球温暖化防止のための取組がスタートし、日本においても 2016 年 11 月 8 日に閣議で批准書を決定しパリ協定の締結のための手続を済ませ、2016 年 5 月 13 日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において掲げた“温室効果ガスを、2030 年において、2013 年度比 26.0%削減する”との目標の達成に向け、本格的に動き出しました。

3) 本市の対応

本市においては、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」といいます。）に基づき、2002 年に、合併前の佐野市において「佐野市役所地球温暖化対策実行計画」を定めて以来現在まで、本市の行う事務・事業から発生する温室効果ガスの排出量を削減するための取組を行ってきました。

このほど、現佐野市役所地球温暖化対策実行計画が 2016 年度をもって計画期間満了となりますが、本市も国際社会の一員であることを認識し、地球温暖化の現状や将来予測等を踏まえた取組が求められています。

2 計画の基本的事項

1) 計画の目的

地方公共団体実行計画は、法第 21 条に基づき策定するもので、地方公共団体の行う事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減、そして温室効果ガスの吸収作用の保全と強化のための措置を内容とします。

本計画も、これらを内容として定めますが、策定に当たっては、パリ協定、国の地球温暖化対策計画、そして、本市の地球温暖化防止への取組姿勢を表した“COOL CHOICE 30 SANO”を踏まえるものとします。

本計画は、全職員が一丸となって本計画を実行することにより、本市の行う事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を一層抑制することを目的とします。また、本市が本計画に率先して取り組むことにより、市民、事業者の自主的で積極的な地球温暖化防止のための行動を促します。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

COOL CHOICE 30 SANO

国が定めた“温室効果ガスを、2030年において、2013年度比26.0%削減する”との目標を踏まえ、本市においても地球温暖化防止に一層貢献するため、国を上回る“温室効果ガスを、2030年において、2013年度比30.0%削減する”ことを目指してCOOL CHOICE（地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動）を推進していくものです。

2) 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

3) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は本市の行う全ての事務・事業とし、対象とする組織・施設は出先機関、指定管理者制度導入施設等を含む全ての組織・施設とします（ただし、市民病院、あそヘルホスを除く。）。

4) 計画の対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に規定する7種類のガスのうち、通常地方公共団体の活動からは発生しない3種類のガスを除いた次の4種類のガスを対象とします。

温室効果ガスの種類

| ガス種類 | 人為的な発生源 | |
|------------------------------|---|---|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | エネルギー起源 | 電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。 |
| | 非エネルギー起源 | 廃プラスチック類の焼却等により排出される。 |
| メタン (CH ₄) | 自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。 | |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。 | |
| ハイドロフルオロカーボン (HFC) | カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。 | |
| パーフルオロカーボン (PFC) | 半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。 二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500～9,200倍の温室効果がある。 | |
| 六ふっ化硫黄 (SF ₆) | 電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。 二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。 | |
| 三ふっ化窒素 (NF ₃) | 半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。 | |

対象ガス
(4種)

出典：環境省「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・改定の手引き」(平成26年3月)

3 前計画の達成状況

1) 前計画の目標と達成状況

前計画（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）における目標は、次のとおりです。

基準年度：平成 22 年度 目標年度：平成 28 年度

| 削減項目 | 目標及び目標値 |
|---------|--|
| 電気使用量 | 庁舎等における電気使用量を 5%削減 する。 |
| 燃料使用量 | 庁舎等及び車両における燃料使用量を 5%削減 する。 |
| 水道使用量 | 庁舎等における水道使用量を 10%削減 する。 |
| 用紙使用量 | コピー用紙・印刷機用紙の総使用枚数を 10%削減 する。 |
| 廃棄物の焼却量 | 庁舎等及び市内の各家庭、事業所等から排出される可燃ごみ（一般廃棄物）の総焼却量を 5%削減 する。 |

上記目標を達成することにより、佐野市役所の行う活動から発生する温室効果ガスの総排出量を **5%削減**する。

平成 22 年度：29,231 t-CO₂ 平成 28 年度：27,769 t-CO₂
 (1,462 t-CO₂ の削減)

上記目標の下、温室効果ガスの排出量の削減に努めてきましたが、平成 27 年度現在の状況は、次のとおりです。

| 項目 | 基準値 (平成22年度実績) | 目標値 (平成28年度) | 平成 27 年度実績値* | | |
|--|-------------------|------------------------|--------------|-------------|-------------|
| | | | 実績値 | 基準値との比較 (%) | 目標値との比較 (%) |
| 電気使用量 (kWh) | 27,264,024 | 25,900,822 (▲5.0%) | 32,905,508 | +20.7 | +27.0 |
| | | | 26,655,475 | ▲2.2 | +2.9 |
| 燃料使用量 (ℓ) ※灯油、軽油等 | 1,918,449 | 1,822,526 (▲5.0%) | 1,398,026 | ▲27.1 | ▲23.3 |
| | | | 1,337,979 | ▲30.3 | ▲26.6 |
| 燃料使用量 (m ³) ※プロパンガス、都市ガス等 | 329,203 | 312,742 (▲5.0%) | 384,829 | +16.9 | +23.0 |
| | | | 381,388 | +15.9 | +21.9 |
| 水道使用量 (m ³) | 487,151 | 438,435 (▲10.0%) | 417,660 | ▲14.3 | ▲4.7 |
| | | | 406,947 | ▲16.5 | ▲7.2 |
| 用紙使用量 (枚) | 23,653,540 | 21,288,186 (▲10.0%) | 24,324,166 | +2.8 | +14.3 |
| | | | 23,836,166 | +0.8 | +12.0 |
| 廃棄物の焼却量 (t) | 34,790 | 33,050 (▲5.0%) | 36,041 | +3.6 | +9.0 |
| 温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂) | 29,231 | 27,769 (▲5.0%) | 31,389 | +7.4 | +13.0 |
| | | | 28,761 | ▲1.6 | +3.6 |

※上段は消防本部・消防署、水処理センターを含み、下段はそれらを含まない数値です。

項目別の取組状況としては、燃料使用量（灯油、軽油等）、水道使用量は目標を達成していますが、その他の項目については目標年度（平成 28 年度）での目標達成は難しい状況となっています。また、温室効果ガスの総排出量も、その増加の大きな要因である消防本部・消防署、水処理センターを除いた総排出量でみると、一定の削減結果はあるものの、項目別の取組状況と同様に目標達成は難しい状況にあります。

2) 温室効果ガスの排出状況

平成 27 年度の温室効果ガスの排出状況をいくつかの視点からみると、次のとおりとなりました。

○ガス種別ごとの温室効果ガス排出状況

| 区分 | 排出量 (t-CO ₂) | 構成比 (%) |
|----------|--------------------------|---------|
| 二酸化炭素 ① | 30,724 | 97.9 |
| メタン ② | 2 | 0.0 |
| 一酸化二窒素 ③ | 656 | 2.1 |
| HFC ④ | 7 | 0.0 |
| 合計 | 31,389 | 100.0 |

温室効果ガスを種類別にみると、二酸化炭素がその大部分を占めていることが分かります。

○二酸化炭素の排出内訳

| 区分 | 排出量 (t-CO ₂) | 構成比 (%) |
|------------------------------------|--------------------------|---------|
| 施設運営での 液体燃料使用 (灯油、軽油等) | 2,310 | 7.5 |
| 施設運営での 気体燃料使用 (プロパンガス、都市ガス等) | 1,262 | 4.1 |
| 施設運営での 電気使用 | 14,598 | 47.5 |
| 車両走行での 液体燃料使用 (ガソリン、軽油) | 1,189 | 3.9 |
| 車両走行での 気体燃料使用 (天然ガス) | 1 | 0.0 |
| ごみ焼却 | 11,364 | 37.0 |
| 合計 | 30,724 | 100.0 |

温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出状況をみると、電気の使用とごみの焼却で 84.5%を占めています。

○温室効果ガスの発生源別排出状況

| 区分 | 排出量(t-CO ₂) | 構成比 (%) |
|--------------------|-------------------------|---------|
| 電気使用 (①) | 14,598 | 46.5 |
| ごみ焼却 (①②③) | 11,996 | 38.2 |
| 燃料使用(液体) (①) | 3,499 | 11.2 |
| 燃料使用(気体) (①) | 1,264 | 4.0 |
| 車走行(燃料使用を除く) (②③④) | 32 | 0.1 |
| 合計 | 31,389 | 100.0 |

※各区分の括弧内の数字は「ガス種別ごとの温室効果ガス排出状況」の表でのガスの種類を表し、各区分ごとにそのガスが発生します。

温室効果ガスの発生源別にみると、二酸化炭素の排出内訳と同様に、電気の使用とごみの焼却で84.7%となりその大部分を占めていることが分かります。

○温室効果ガスの発生行為別排出状況

| 区分 | 排出量 (t-CO ₂) | 構成比 (%) |
|-------------|--------------------------|---------|
| 施設運営 (①) | 18,170 | 57.9 |
| 車両走行 (①②③④) | 1,223 | 3.9 |
| ごみ焼却 (①②③) | 11,996 | 38.2 |
| 合計 | 31,389 | 100.0 |

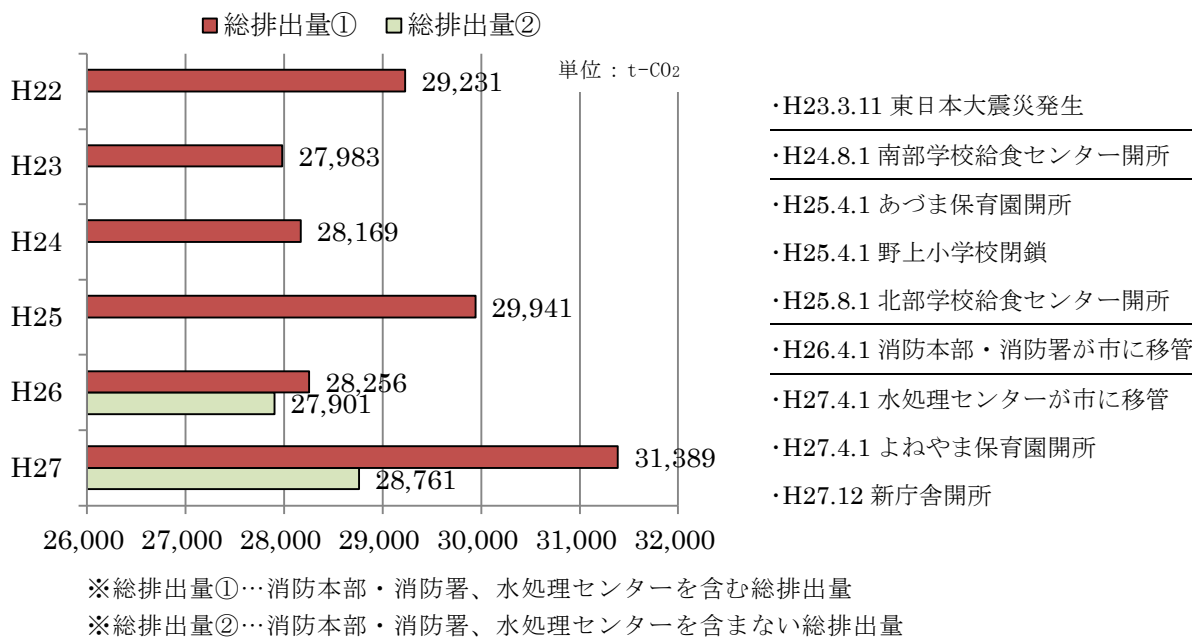
※各区分の括弧内の数字は「ガス種別ごとの温室効果ガス排出状況」の表でのガスの種類を表し、各区分ごとにそのガスが発生します。

温室効果ガスを発生行為別にみると、施設の運営とごみの焼却で96.1%となっています。

これらから、温室効果ガスの総排出量を効果的に削減するには、その大部分を占める二酸化炭素の主な発生源である電気の使用量とごみの焼却量をいかに削減するかによるところが大いことが分かります。

3) 温室効果ガス総排出量の推移

基準年度以降の温室効果ガス総排出量の推移は、次のとおりです。



東日本大震災以降、職員の省エネルギーに対する意識は高まりましたが、本市の行う事務・事業から発生する温室効果ガスの総排出量は、佐野地区広域消防組合の解散により消防事務が市の事務になったことや、水処理センターが栃木県から市に移管されたことなどにより、増加の傾向にあります。

また、温室効果ガスの総排出量増加の大きな要因である消防本部・消防署、水処理センターを除いた総排出量でみると、平成 25 年度に平成 22 年度の基準値を超過したものの、全体としては基準値を下回る状況で推移しています。

計画期間中には施設の更新等がありましたが、新たな施設では照明器具の LED 化や太陽光発電システムの設置、地中熱の活用など省エネルギーに対応した施設整備が行われています。職員の省エネルギーに対する意識については、東日本大震災直後は電力供給の不安定さなどから大変高いものでしたが、電力供給が安定し、また、大震災から時間も経過してきた中、やや低下してきているものと思われます。

今後は、施設整備に当たっての省エネルギー設備の積極的導入とともに、職員の省エネルギーに対する意識の高揚が必要です。

4 目標

1) 基準年度及び目標年度

本計画では、基準年度及び目標年度を次のとおりとします。

基準年度：平成 27 年度

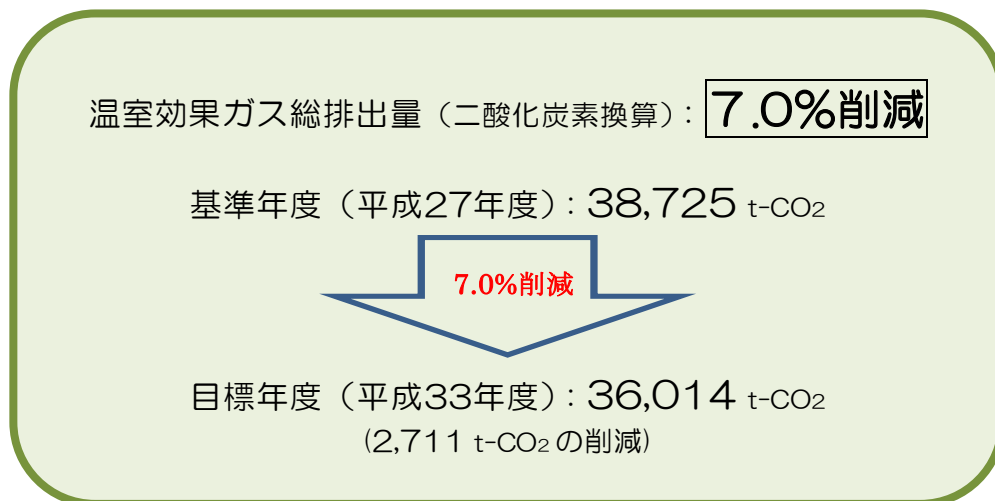
目標年度：平成 33 年度

2) 温室効果ガス総排出量の削減目標

国では、地球温暖化対策計画において、温室効果ガスの排出量を 2030 年度(平成 42 年度)までに 2013 年度(平成 25 年度)比で 26.0%削減する目標を掲げています。本市においては、地球温暖化防止に一層貢献するため「COOL CHOICE 30 SANO」の下、国の目標を上回る 30.0%削減を目途に活動しています。

これらを踏まえて本計画での目標を次のように定めます。

国の発表によると、国全体の温室効果ガスの排出量は、2013 年度(平成 25 年度)から 2015 年度(平成 27 年度)までの間に約 6.0%削減されています^{※1}。同様に、本市の 2013 年度(平成 25 年度)から 2015 年度(平成 27 年度)までの間の温室効果ガスの排出状況をみると、約 4%が削減されています^{※2}。この状況と本市の COOL CHOICE 30 SANO の取組において 30.0%削減を目指すとしていることを踏まえ、本計画においては、本市の行う事務・事業から発生する温室効果ガスの総排出量を 7.0%削減することを目標とします。



※平成 27 年度の温室効果ガス総排出量の算定に当たっては、排出係数と地球温暖化係数について、「3 前計画の達成状況」における算定と上記における算定では異なる数値を用いていることなどから、総排出量が異なっています。（「3 前計画の達成状況」においては 31,389 t-CO₂、上記においては 38,725 t-CO₂ となっています。）

※1…2013年度(平成25年度)の温室効果ガス排出量(確報値)(平成27年4月環境省発表)は14億800万t-CO₂、2015年度(平成27年度)の温室効果ガス排出量(速報値)(平成28年12月環境省発表)は13億2,100万t-CO₂

※2…本市の行う事務・事業から発生した温室効果ガス総排出量は、2013年度(平成25年度)は29,941t-CO₂、2015年度(平成27年度)は28,761t-CO₂

3) 項目ごとの削減目標

前記の目標を達成するため、次の項目について具体的に削減の数値目標を設定し、計画的な削減を図ります。

| 項目 | 基準値(平成27年度実績) | | | 目標 | 目標値(平成33年度) | |
|--|---------------|-----------------------------------|--------|--------------------|-------------|-----------------------------------|
| | | 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) | 構成比(%) | | | 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) |
| 電気使用量 (kWh) | 32,905,508 | 14,598 | 37.7 | 7.0 % 削 減 | 30,602,122 | 13,576 |
| 燃料使用量 (ℓ) ※灯油、軽油等 | 1,398,026 | 3,497 | 9.0 | | 1,300,164 | 3,252 |
| 燃料使用量 (m ³) ※プロパンガス、都市ガス等 | 384,829 | 751 | 1.9 | | 357,891 | 698 |
| 自動車走行量 (km) | 4,458,062 | 36 | 0.1 | | 4,145,998 | 33 |
| 廃棄物焼却量 (t) | 36,041 | 18,337 | 47.4 | | 33,518 | 17,053 |
| 汚水処理量 (m ³) | 16,699,509 | 1,164 | 3.0 | — | — | |

※上表に計上していない項目があるため、温室効果ガス総排出量の合計は基準値とした 38,725 t-CO₂と目標とした 36,014 t-CO₂に、構成比の合計は 100%になりません。

※「汚水処理量」は、現在、下水道の整備は今後も進めていく状況にあるため、本計画では削減目標を設定しません。

温室効果ガス排出量の算定方法

CO₂ 換算温室効果ガス量 = 使用(活動)量 × 排出係数 × 地球温暖化係数

※排出係数：単位当たりのエネルギー使用(活動)に伴う
温室効果ガスの排出量

例：電気…………… 0.505 kg-CO₂/kWh
ガソリン…… 2.322 kg-CO₂/ℓ

※地球温暖化係数：各温室効果ガスが地球温暖化に及ぼす影響を
二酸化炭素を基準とする比率で表したもの

例：二酸化炭素 ……… 1
メタン(CH₄) ……… 25

(上記各係数例の数値は、本計画での基準年度(平成 27 年度)の温室効果ガス総排出量
(38,725 t-CO₂)を算出する際に用いたものです。)

5 温室効果ガスの排出量削減のための具体的な取組

本計画における目標を達成するため、以下に示す具体的な取組を積極的に進めていきます。
職員は、これらの取組を積極的に行うものとし、また、指定管理制度などにより施設を管理・運営している場合は、その指定管理者等にも本計画に準じた取組の実施を要請するものとしします。

1) 取組体系

取組項目ごとの取組事項は、次のとおりです。

| 取組項目 | 取組事項 |
|----------------|--|
| 電気使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none">・冷暖房機器の適正な使用・照明の適正な使用・事務機器の適正な使用・エレベーターの適正な使用・省エネ・低炭素型製品の積極的な利用・電力需給の検討 |
| 燃料使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none">・暖房機器の適正な使用・自動車の合理的な使用・環境に配慮した自動車の適正な使用・低燃費車、低公害車の積極的な導入・職員の通勤時における公共交通機関等の利用 |
| 水道使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none">・節水と水の有効利用 |
| 紙使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none">・用紙類の合理的な使用・再生紙の購入・使用拡大・ペーパーレスの推進 |
| ごみの減量とリサイクルの推進 | <ul style="list-style-type: none">・ごみの減量・リサイクルの推進・物品の節約と長期的な使用・市民に対する啓発等 |
| その他の取組 | <ul style="list-style-type: none">・COOL CHOICE 30 SANO の推進・グリーン調達推進・森林整備・植栽維持・J-クレジット制度の活用 |

2) 具体的取組

取組項目ごとの具体的な取組は、次のとおりです。

なお、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の削減が重要ですので、「電気使用量の削減」と「ごみの減量とリサイクルの推進」の取組は、特に積極的に取り組むものとします。

電気使用量の削減

○冷暖房機器の適正な使用

- ・室温は、冷房中は 28℃、暖房中は 20℃となるようにします。
- ・空調機の運転個所、運転時間を減らすようにします。
- ・夏季のノーネクタイ・クールビズ、冬季のウォームビズに取り組み、空調機に過度に頼らないようにします。
- ・エアコン、ガス暖房機のフィルターの掃除をこまめに行います。
- ・冷暖房中の不必要な窓の開閉は行いません。
- ・空調していない部分に通じる扉は、解放したままにしません。
- ・空調機の吹出口周辺に物を置かないようにします。
- ・植物によるグリーンカーテンを活用し、直射日光による室温の上昇を防止します。
- ・カーテンやブラインド、断熱フィルムを有効に使い、冷暖房効率を高めます。
- ・エアコンの室外機は風通しの良い場所に設置し、冷房時にはすだれ等により日が当たらないようにします。
- ・利用状況に応じて、空調エリアの見直しを行います。

○照明の適正な使用

- ・日中の窓際の照明は、執務に支障がない限り消灯します。
- ・昼休みや残業時は、不必要な照明は消し、必要な範囲内のみ点灯します。
- ・会議室、倉庫、給湯室など断続的に使用する箇所の照明は、その場所を使用する間だけ点灯します。
- ・業務に支障のない範囲で照明を間引きます。
- ・日中の廊下や階段の照明は、間引いて点灯したり、通行に支障がなければ消灯します。
- ・照明器具の清掃を定期的に行います。
- ・古くなった蛍光灯は、適正な時期に交換します。
- ・照明器具の更新の際は、LED 照明やより省電力タイプのものにします。
- ・毎週木曜日(ノー残業デー)を「省エネの日」とし、18時消灯に努めます。
- ・ライトダウンキャンペーン期間中の一斉ライトダウンの実施に努めます。

○事務機器の適正な使用

- ・パソコンは、昼休みや会議、出張等で長時間使用しないときは、主電源を切ります。
- ・パソコンは、画面の明るさを控えめに設定し、また、省エネモードなどの省電力機能を有効に活用します。
- ・コピー機(ファックス機能を有するものを除く。)、プリンターは、退庁時に主電源を切ります。
- ・電子データは、極力印刷しないようにします。

- ・文字の大きさや行数、余白の取り方などを工夫し、文書のワンペーパー化(文書をA4用紙1枚で作成すること。)を図り、印刷枚数を削減します。
- ・何ページもの文書を作成するときは、文字の大きさや行数、余白の取り方などを工夫してページ数を抑制します。
- ・議会の答弁書など縮小可能な文書は、2ページ分を1枚に印刷します。
- ・テレビは、頻繁に点けるとき以外は、プラグをコンセントから抜いておきます。

○エレベーターの適正な使用

- ・2階上までは階段を使用します。3階以上の場合も極力階段を使用するよう努めます。下りはどの階からでも階段を使用します(荷物が無い場合)。

○省エネ・低炭素型製品の積極的な利用

- ・施設の新設、改修の際は、LED照明としたり、雨水や地中熱の活用、自然光を活用できる構造、冷暖房効率の良い構造とするなど環境共生型の施設となるよう配慮します。
- ・設備、備品等を更新する際は、省エネ・低炭素型の製品を積極的に導入します。
- ・照明器具の更新の際は、LED照明やより省電力タイプのものにします。【再掲】

○電力需給の検討

- ・二酸化炭素排出係数の小さい電気事業者からの電力需給を検討します。

発電の方法により、発電の際には二酸化炭素が排出されます。その状況を係数化したものが「二酸化炭素排出係数」で電気事業者ごとに定められます。再生可能エネルギーにより発電した電気を多く供給する電気事業者の二酸化炭素排出係数は、小さくなります。

燃料使用量の削減

○暖房機器の適正な使用

- ・石油ストーブ等は、燃焼部分や反射板等の清掃を行い、置き場所も工夫します。
- ・暖房時の室温は、20℃となるようにします。【再掲】
- ・暖かい衣類を着用するなどウォームビズに取り組み、石油ストーブ等に過度に頼らないようにします。【再掲】
- ・カーテンやブラインド、断熱フィルムを有効に使い、暖房効率を高めます。【再掲】
- ・暖房していない部分に通じる扉は、解放したままにしません。【再掲】
- ・暖房中の不必要な窓の開閉は行いません。【再掲】

○自動車の合理的な使用

- ・公用車は、集中管理によるカーシェアリングを基本として使用します。
- ・会議や研修等には、できるだけ乗合で参加します。
- ・出張の際には、できるだけ公共交通機関を利用します。
- ・近距離の移動は、可能な限り徒歩又は自転車の利用とします。
- ・タイヤの空気圧の調整やオイルの点検などの車両整備を励行し、車両を適正に維持管理します。
- ・車両には、安全上又は業務上必要のない物品を積んだままにしません。

○環境に配慮した自動車の適正な使用

- ・駐停車時は、アイドリングストップを励行します。
- ・空ぶかしを控え、また、急発進、急加速を慎むなど、エコドライブを心掛けます。
- ・加速、減速の少ない定速走行を心掛けます。

- ・早めのアクセルオフを心掛けます。
- ・常時カーエアコンを使うことを止め、必要な範囲内で適正な設定温度で使用します。
特に、冬季はカーエアコンを使わないようにします。

○低燃費車、低公害車の積極的な導入

- ・公用車の新規導入・更新の際は、電気自動車やハイブリッド車などの低燃費車、低公害車を選択するようにします。
- ・公用車の新規導入・更新の際は、使用実態を踏まえ、必要最小限度の大きさの車両を選択します。

○職員の通勤時における公共交通機関等の利用

- ・毎月第3木曜日を「エコ通勤デー」とし、公共交通機関や自転車の利用、相乗り等による自動車の使用軽減等に努めます。

水道使用量の削減

○節水と水の有効利用

- ・常に節水を心掛け、蛇口をこまめに開閉します。
- ・洗剤を適量で使用し、すすぎでの水の使用量を減らします。
- ・水道の水圧を低めにしたり、節水コマ等の節水用具を取り付けます。
- ・水道設備の点検を行い、漏水の早期発見に努めます。
- ・施設の新設、改修の際は、水洗トイレ等の設備は節水型のものを導入し、また、雨水貯留タンクや雨水利用設備の設置を検討します。

紙使用量の削減

○用紙類の合理的な使用

- ・パンフレット等の印刷物は、その必要性、配布方法、紙面数等を十分検討し、必要最小限のページ数、部数とします。
- ・会議資料は、要点を押さえて簡素化を図りページ数を抑えます。
- ・資料等は、係内での共有化を図ります。
- ・裏面に印刷のないミスコピー用紙は、試し刷りやメモ用紙などに使います。
- ・電子データは、極力印刷しないようにします。【再掲】
- ・文字の大きさや行数、余白の取り方などを工夫し、文書のワンペーパー化を図り、印刷枚数を削減します。【再掲】
- ・何ページもの文書を作成するときは、文字の大きさや行数、余白の取り方などを工夫してページ数を抑制します。【再掲】
- ・議会の答弁書など縮小可能な文書は、2ページ分を1枚に印刷します。【再掲】
- ・両面印刷を励行します。
- ・文書の課内配布は、できる限り回覧とします。
- ・添書、ファックス送信票は、できる限り省略します。
- ・印刷後の資料の誤りは、できる限り手書き修正とし、再印刷はしません。

○再生紙の購入・使用拡大

- ・用紙類は、「佐野市役所グリーン調達推進方針」を参考にし、エコマーク、グリーンマーク等のある再生紙を使用した製品を選択します。

佐野市役所グリーン調達方針

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、本市における環境物品等の調達の推進を図るために定めたものであり、次のような環境負荷の低減に向けた配慮をしている物品等を調達することとしています。

- ・環境汚染物質の使用や放出が削減されている。
- ・資源やエネルギーの消費量が削減されている。
- ・長期間の使用や再使用が可能である。
- ・有効なリサイクルが可能である。
- ・廃棄時の処理・処分が容易になるような配慮がなされている。

エコマーク



環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められる商品に付けられます。

グリーンマーク



古紙を原則 40%以上原料に利用した製品に付けられます。

- ・外注印刷物は、次のように作成します。
 - *「佐野市役所グリーン調達推進方針」に適合する用紙を使用します。
 - *表紙の表面処理（コーティング）は、しないようにします。
 - *ソイインキ（大豆油から作られる工業印刷用油性インキ）で印刷します。
 - *再生紙使用マーク、古紙パルプ配合率、白色度を明示します。

○ペーパーレスの推進

- ・タブレット等を活用したペーパーレス会議を検討します。

ごみの減量とリサイクルの推進

○ごみの減量

- ・庁内の会議では、封筒を配布しません。
- ・使用済み封筒、ファイリングフォルダー、フラットファイル、パイプ式ファイルの再利用を行います。
- ・パンフレット等の印刷物は、その必要性、配布方法、紙面数等を十分検討し、必要最小限のページ数、部数とします。【再掲】
- ・会議資料は、要点を押さえて簡素化を図りページ数を抑えます。【再掲】
- ・資料等は、係内での共有化を図ります。【再掲】
- ・裏面に印刷のないミスコピー用紙は、試し刷りやメモ用紙などに使います。【再掲】
- ・電子データは、極力印刷しないようにします。【再掲】
- ・文字の大きさや行数、余白の取り方などを工夫し、文書のワンペーパー化を図り、印刷枚数を削減します。【再掲】
- ・何ページもの文書を作成するときは、文字の大きさや行数、余白の取り方などを工夫してページ数を抑制します。【再掲】
- ・議会の答弁書など縮小可能な文書は、2ページ分を1枚に印刷します。【再掲】
- ・両面印刷を励行します。【再掲】
- ・文書の課内配布は、できる限り回覧とします。【再掲】

- ・添書、ファックス送信票は、できる限り省略します。【再掲】
- ・印刷後の資料の誤りは、できる限り手書き修正とし、再印刷はしません。【再掲】
- ・不要になった消耗品や備品はグループウェアを活用し、ほかの部署での有効利用を図ります。
- ・マイバッグ、マイ箸、マイボトルを利用し、使い捨てをしません。
- ・まだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」の削減に努めます。

○リサイクルの推進

- ・分別回収ボックス等を活用し、きちんと分別します。
- ・メモ書きなどの小さなものを含め紙類の分別を徹底します。
- ・不要になった消耗品や備品はグループウェアを活用し、ほかの部署での有効利用を図ります。【再掲】
- ・裏面に印刷のないミスコピー用紙は、試し刷りやメモ用紙などに使います。【再掲】
- ・使用済み封筒、ファイリングフォルダー、フラットファイル、パイプ式ファイルの再利用を行います。【再掲】
- ・物品の購入の際は、リサイクルしやすい物を選択します。

○物品の節約と長期的な使用

- ・一層の節約と徹底した物品の在庫管理を実施し、物品購入を計画的に行います。
- ・長期的に使用可能な物品は、消耗品の交換や修理により長期的に使用します。
- ・使用済み封筒、ファイリングフォルダー、フラットファイル、パイプ式ファイルの再利用を行います。【再掲】

○市民に対する啓発等

- ・ごみの減量とリサイクルの推進のため、市は積極的に市民、事業所等に対し、啓発と指導を行います。

その他の取組

○COOL CHOICE 30 SANO ^(P.2参照) の推進

- ・職員一人一人が積極的に低炭素な行動を実践するとともに、市民・事業者等への普及啓発を図り、COOL CHOICE 30 SANO を着実に推進します。

○グリーン調達の推進

- ・「佐野市役所グリーン調達方針」に基づき、環境に配慮した製品・物品の調達（購入）、使用を推進します。

○森林整備・植栽維持

- ・市有林の適切な管理と公園や各施設の敷地における植栽の適正な維持を行い、二酸化炭素の吸収活動の維持・向上を図ります。

○J-クレジット制度の活用

- ・省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する「J-クレジット制度」の活用を図り、省エネルギーの取組を具体的な数値として“見える化”し、省エネルギーへの取組意欲の向上や意識改革につなげます。

6 計画の推進

1) 推進方法

本計画は、環境マネジメントシステムの考え方に基づくPDCA（Plan＝計画、Do＝推進、Check＝点検、Action＝見直し）により、継続的に改善を行いながら推進していきます。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。

2) 推進体制

本計画は、職員一人一人が自主的かつ積極的に取り組んでいくことにより推進され、達成しますが、その実効性を高め、本計画の確実な推進を図るため、次の推進体制を整備します。

(1) 佐野市環境保全推進委員会

環境基本計画に係る施策の推進を図る本委員会において、本計画の推進状況の評価等を行います。

(2) 環境保全責任者

本計画の推進を図るため、各課等に環境保全責任者を置きます。環境保全責任者には、各課長（課長相当職を含む。）を充てます。

(3) 省エネリーダー

環境保全責任者を補佐し、本計画での具体的な取組を推進するため、各課等及び各施設に省エネリーダーを置きます。省エネリーダーは、各課等又は各施設において1名を選任します。

3) 職員の環境保全意識の向上等

(1) 環境保全責任者及び省エネリーダー

本計画の趣旨、内容、実施状況について所属部署内の職員に周知を行い、環境保全意識の向上と佐野市環境保全推進委員会において重点事項とされた取組を含め本計画での具体的な取組の推進を促します。

(2) 市民生活部長

本計画の着実な推進を図るため、地球温暖化防止に関する情報、本計画での具体的な取組に資する情報等の提供を行います。

また、必要に応じ、地球温暖化防止に有効な取組の実施について提案を行うものとします。

(3) 全職員

本計画の目標を達成するため、本計画での具体的な取組を積極的に実施するとともに、問題点や更なる推進方策等の意見を環境保全責任者等に報告します。

4) 推進状況の点検等

(1) 各課等における推進状況の点検と報告

環境保全責任者は、毎年度当初に、前年度の各課等における電気使用量、燃料使用量等温室効果ガスの排出量を算定するのに必要な情報、重点事項への取組状況その他市民生活部長が指定する事項についてとりまとめ、市民生活部長に報告します。

(2) 全庁の推進状況の点検と報告

市民生活部長は、前記(1)による各課等からの報告を取りまとめ、前年度の本計画の推進状況等を確認し、その結果を佐野市環境保全推進委員会に報告します。

(3) 佐野市環境保全推進委員会における審議等

本計画の取組状況についての評価その他必要な事項についての審議を行います。

また、必要に応じ、本計画期間内に重点的に取り組むべき事項を定めます。

5) 推進状況の評価方法

本計画の推進状況の評価は、毎年度ごとに、本市の温室効果ガスの排出状況を的確に把握し、また、本計画の目標の達成に向けた推進状況を確認するため、次の二通りの方法により行います。

方法①

・対象範囲 … 評価対象年度中に実施していた全ての事務・事業及び評価対象年度中に存していた組織・施設を対象として算定します。

・排出係数・地球温暖化係数 … 評価対象年度に用いるべき各係数により算定します。

方法②

・対象範囲 … 基準年度(平成 27 年度)の温室効果ガス総排出量の算定対象とした事務・事業及び組織・施設に計画期間中固定して算定します。

・排出係数・地球温暖化係数 … 基準年度(平成 27 年度)の温室効果ガス総排出量(38,725 t・CO₂)を算定する際に用いた各係数を計画期間中固定して算定します。

6) 推進状況の公表

本計画の推進状況は、毎年度、ホームページに掲載するなどにより市民に公表します。

参考資料

1) 推進状況の評価方法②における対象施設

| 部名 | 課等名 | 施設名 | 部名 | 課等名 | 施設名 | |
|-----------|------------|-------------------|-------------|-------------|-----------------|-----------|
| 策部 総合政 | 財産管理課 | 新庁舎 | 健康 医療部 | いきいき高齢課 | たぬま生きがい工房 | |
| | 財産管理課 | 伊勢山バス車庫 | | いきいき高齢課 | ふれあい館梅の里 | |
| | 財産管理課 | 東飯庁舎 | | いきいき高齢課 | 遠原の里デイサービスセンター | |
| 営部 行政経 | 市民活動促進課 | 市民活動センター | | いきいき高齢課 | 遠原の里福祉センター | |
| | 危機管理課 | 防災無線中継局 | | いきいき高齢課 | 葛生あくどデイサービスセンター | |
| | 危機管理課 | 防犯灯 | | いきいき高齢課 | 葛生あくど生きがい工房 | |
| 市民 生活部 | 人事課 | 人材育成センター | | いきいき高齢課 | 葛生あくど福祉センター | |
| | 環境政策課 | 公衆トイレ2か所(角町・佐野駅南) | | いきいき高齢課 | 葛生清和荘 | |
| | 環境政策課 | 市営墓地2か所 | | いきいき高齢課 | 犬伏デイサービスセンター | |
| | クリーン推進課 | みかもクリーンセンター | | いきいき高齢課 | 植野デイサービスセンター | |
| | クリーン推進課 | 余熱利用施設 | | いきいき高齢課 | 石塚デイサービスセンター | |
| | クリーン推進課 | 葛生清掃センター | | いきいき高齢課 | 赤坂デイサービスセンター | |
| | 人権・男女共同参画課 | 男女共同参画推進センター | | いきいき高齢課 | 大橋シルバーワークプラザ | |
| | 隣保館 | 田沼福祉コミュニティセンター | | いきいき高齢課 | 大橋生きがい工房 | |
| | 隣保館 | 隣保館 | | いきいき高齢課 | 田沼シルバーワークプラザ | |
| | 交通生活課 | レイクサイド佐野 | | いきいき高齢課 | 田沼老人福祉センター | |
| | 交通生活課 | 佐野駅前自転車駐車場 | | いきいき高齢課 | 田之入老人福祉センター | |
| | 交通生活課 | 市営バス葛生車庫 | いきいき高齢課 | 茂呂山老人福祉センター | | |
| | 交通生活課 | 新都市バスターミナル | 健康増進課 | 佐野市保健センター | | |
| | 交通生活課 | 田沼交通監視所 | 産業 文化部 | 商工課 | 佐野共同高等産業技術学校 | |
| | 市民課 | 新合支所 | | 商工課 | 壺番館トイレ | |
| | 市民課 | 飛駒基幹集落センター | | 商工課 | 勤労者会館 | |
| | 市民課(野上支所) | 作原生活改善センター | | 商工課 | 高砂町駐車場 | |
| | 市民課(野上支所) | 白岩生活改善センター | | 商工課 | 田沼駅前駐車場 | |
| | 市民課(野上支所) | 野上基幹集落センター | | 商工課 | 田沼仲町駐車場 | |
| | 田沼行政センター | 田沼庁舎 | | 商工課 | 万町駐車場 | |
| | 葛生行政センター | 葛生あくど保健センター | | 農政課 | 大橋揚水ポンプ10号 | |
| | こども 福祉部 | 障がい福祉課 | | 障がい者南福祉の家 | 農政課 | 大橋揚水ポンプ1号 |
| | | 障がい福祉課 | | 障がい者福祉の家 | 農政課 | 大橋揚水ポンプ2号 |
| | | こども課 | | こどもの国 | 農政課 | 大橋揚水ポンプ3号 |
| | | こども課 | | 界こどもクラブ | 農政課 | 御神楽農村公園 |
| | | こども課 | | 葛生南こどもクラブ | 農政課 | 下彦間集落センター |
| | | こども課 | | 吉水こどもクラブ | 農政課 | 下彦間農村公園 |
| こども課 | | 犬伏東こどもクラブ | | 農政課 | 白石農村公園 | |
| こども課 | | 吾妻こどもクラブ | | 農政課 | 中農村公園 | |
| こども課 | | 西児童館 | | 農政課 | 農林漁家高齢者センター | |
| こども課 | | 第1・第2城北こどもクラブ | 農政課 | 飛駒地区活性化センター | | |
| こども課 | | 第2植野こどもクラブ | 農政課 | 氷室農村公園 | | |
| こども課 | | 中央こどもクラブ | 農政課 | ふれあい館 | | |
| こども課 | | 田沼児童館 | 農政課 | 三好生活改善センター | | |
| こども課 | | 東児童館 | 農政課 | 菜蟲館 | | |
| こども課 | | 南児童館 | 農政課 | 多田堰ポンプ | | |
| 保育課 | | 赤坂保育園 | 農政課 | 役の溜ふれあいの里 | | |
| 保育課 | | 赤見城保育園 | 農山村振興課 | 葛生森林公園トイレ | | |
| 保育課 | | あづま保育園 | 農山村振興課 | 近沢トンネル | | |
| 保育課 | | 石塚保育園 | 文化振興課 | 葛生あくどプラザ | | |
| 保育課 | | 伊勢山保育園 | 文化振興課 | 佐野市文化会館 | | |
| 保育課 | | 大橋保育園 | 観光 スポーツ部 | 観光立市推進課 | あきやま学寮 | |
| 保育課 | | くずう保育園 | | 観光立市推進課 | ウッドランド森沢 | |
| 保育課 | | 新合保育園 | | 観光立市推進課 | たぬまふるさと館 | |
| 保育課 | | 高萩保育園 | | 観光立市推進課 | みかも山観光物産会館 | |
| 保育課 | | たぬま保育園 | | 観光立市推進課 | 古代生活体験村 | |
| 保育課 | | ときわ保育園 | | 観光立市推進課 | 根古屋森林公園 | |
| 保育課 | | 堀米保育園 | | 観光立市推進課 | 佐野コミュニケーションセンター | |
| 保育課 | 吉水保育園 | 観光立市推進課 | | 温泉スタンド | | |
| 保育課 | よねやま保育園 | 観光立市推進課 | | 須花坂公園憩い館 | | |
| 保育課 | 若宮保育園 | 観光立市推進課 | | 体験館 | | |
| 健康 医療部 | 医療保険課 | 野上診療所 | | 観光立市推進課 | 道の駅どまんなかたぬま | |
| | 医療保険課 | 氷室診療所 | | 観光立市推進課 | 蓬山ログビレッジ | |
| | 医療保険課 | 新合診療所 | | 観光立市推進課 | 万葉自然公園かたくりの里 | |
| | 医療保険課 | 常盤診療所 | | スポーツ立市推進課 | 運動公園 | |
| | 医療保険課 | 飛駒診療所 | | スポーツ立市推進課 | アリーナたぬま | |
| | いきいき高齢課 | いきいき元気館たぬま | | スポーツ立市推進課 | 栄公園 | |

| 部名 | 課等名 | 施設名 |
|---------|-----------|-----------------|
| 観光スポーツ部 | スポーツ立市推進課 | 葛生農業者トレーニングセンター |
| | スポーツ立市推進課 | 葛生武道館 |
| | スポーツ立市推進課 | 旧田沼高校運動場 |
| | スポーツ立市推進課 | 佐野武道館 |
| | スポーツ立市推進課 | 若宮球場 |
| | スポーツ立市推進課 | 秋山川ゲートボール場トイレ |
| | スポーツ立市推進課 | 中運動公園 |
| | スポーツ立市推進課 | 田沼グリーンスポーツセンター |
| | スポーツ立市推進課 | 田沼西運動場 |
| | スポーツ立市推進課 | 田沼総合運動場 |
| 都市建設部 | 都市計画課 | 佐野駅自由通路 |
| | 都市計画課 | 佐野未来館 |
| | 都市計画課 | ばるぼーと |
| | 都市整備課 | 佐野詰所 |
| | 都市整備課 | 城山記念館 |
| | 都市整備課 | 都市公園 |
| | 道路河川課 | ポケットパーク(3か所) |
| | 道路河川課 | 下彦間久保河川公園 |
| | 道路河川課 | 街路灯外 |
| | 道路河川課 | 建設課作業員詰所・車庫・倉庫 |
| | 道路河川課 | 重車両車庫 |
| | 道路河川課 | 飛駒塩田河川公園 |
| | 道路河川課 | 飛駒出川河川公園 |
| | 道路河川課 | 防災緊急物資格納小屋 |
| | 道路河川課 | 牧親水公園 |
| | 建築住宅課 | 駅南ハイツ |
| | 建築住宅課 | 多田住宅(浄化槽) |
| | 建築住宅課 | 南小見住宅(外灯) |
| | 建築住宅課 | 富士見町住宅(浄化槽) |
| | 下水道課 | 佐野市水処理センター |
| | 下水道課 | 高萩中継ポンプ |
| | 下水道課 | 伊勢山中継ポンプ場 |
| | 下水道課 | 佐野西部地区水処理センター |
| | 下水道課 | 常盤地区水処理センター |
| | 下水道課 | 飯田地区水処理センター |
| | 下水道課 | 並木地区水処理センター |
| 水道局 | 工務課 | 菊川浄水場 |
| | 工務課 | 菊川西水源地 |
| | 工務課 | 市の沢浄水場 |
| | 工務課 | 寺久保加圧所 |
| | 工務課 | 小中水源地 |
| | 工務課 | 上羽田浄水場 |
| | 工務課 | 上川原水源地 |
| | 工務課 | 上富士加圧所 |
| | 工務課 | 石塚3号水源地 |
| | 工務課 | 石塚4号水源地 |
| | 工務課 | 石塚浄水場 |
| | 工務課 | 大橋2号水源地 |
| | 工務課 | 大橋3号水源地 |
| | 工務課 | 大橋浄水場 |
| | 工務課 | 奈良淵3号水源地 |
| | 工務課 | 奈良淵浄水場 |
| | 工務課 | 菰川加圧所 |
| | 工務課 | 堀米配水場 |
| | 工務課北部営業所 | 下彦間浄水場 |
| | 工務課北部営業所 | 下彦間配水場 |
| | 工務課北部営業所 | 会沢浄水場 |
| | 工務課北部営業所 | 葛生浄水場 |
| | 工務課北部営業所 | 葛生配水場 |
| | 工務課北部営業所 | 閑馬浄水場 |
| | 工務課北部営業所 | 閑馬第2加圧所 |
| | 工務課北部営業所 | 閑馬第2号水源地 |
| | 工務課北部営業所 | 閑馬第2配水場 |
| | 工務課北部営業所 | 閑馬第3加圧所 |
| | 工務課北部営業所 | 閑馬第3配水場 |
| | 工務課北部営業所 | 閑馬第4加圧所 |
| | 工務課北部営業所 | 閑馬第4配水場 |
| | 工務課北部営業所 | 丸岳加圧所 |

| 部名 | 課等名 | 施設名 |
|----------|-------------------|-------------|
| 水道局 | 工務課北部営業所 | 戸奈良3号水源地 |
| | 工務課北部営業所 | 戸奈良浄水場 |
| | 工務課北部営業所 | 戸奈良配水場 |
| | 工務課北部営業所 | 黒沢加圧所 |
| | 工務課北部営業所 | 山越加圧所 |
| | 工務課北部営業所 | 寺沢第1加圧所 |
| | 工務課北部営業所 | 寺沢第2加圧所 |
| | 工務課北部営業所 | 小戸配水場 |
| | 工務課北部営業所 | 常盤第1浄水場 |
| | 工務課北部営業所 | 常盤第1配水場 |
| | 工務課北部営業所 | 常盤第2浄水場 |
| | 工務課北部営業所 | 常盤第5水源地 |
| | 工務課北部営業所 | 仙波加圧所 |
| | 工務課北部営業所 | 仙波減圧槽 |
| | 工務課北部営業所 | 船越浄水場 |
| | 工務課北部営業所 | 船越配水場 |
| | 工務課北部営業所 | 多田浄水場 |
| | 工務課北部営業所 | 多田浄水場街路灯 |
| | 工務課北部営業所 | 多田配水場 |
| | 工務課北部営業所 | 多田配水場街路灯 |
| | 工務課北部営業所 | 大戸加圧所 |
| | 工務課北部営業所 | 大戸配水場 |
| | 工務課北部営業所 | 中山加圧所 |
| | 工務課北部営業所 | 田沼浄水場 |
| | 工務課北部営業所 | 田沼西水源地 |
| | 工務課北部営業所 | 田沼配水場 |
| | 工務課北部営業所 | 田沼北4号水源地 |
| | 工務課北部営業所 | 田沼北水源地 |
| | 工務課北部営業所 | 唐沢加圧所 |
| | 工務課北部営業所 | 鉢木浄水場 |
| | 工務課北部営業所 | 鉢木配水場 |
| | 工務課北部営業所 | 飛駒浄水場 |
| | 工務課北部営業所 | 飛駒南浄水場 |
| 工務課北部営業所 | 飛駒南水源地 | |
| 工務課北部営業所 | 飛駒南配水場 | |
| 工務課北部営業所 | 飛駒予備水源地 | |
| 工務課北部営業所 | 氷室第2浄水場 | |
| 工務課北部営業所 | 氷室第2水源地 | |
| 工務課北部営業所 | 北部営業所庁舎(旧田沼営業所庁舎) | |
| 工務課北部営業所 | 牧減圧槽 | |
| 工務課北部営業所 | 野上中浄水場 | |
| 工務課北部営業所 | 野上中水源地 | |
| 工務課北部営業所 | 野上中配水場 | |
| 工務課北部営業所 | 野上南浄水場 | |
| 工務課北部営業所 | 野上南配水場 | |
| 工務課北部営業所 | 野上北浄水場 | |
| 工務課北部営業所 | 野上北水源地 | |
| 総務課 | 大橋浄水場(官舎・街路灯) | |
| 総務課 | 大橋浄水場(庁舎) | |
| 教育総務部 | 教育総務課 | 教育総務課 |
| | 教育総務課 | 下彦間小学校 |
| | 教育総務課 | 界小学校 |
| | 教育総務課 | 界小学校(夜間解放) |
| | 教育総務課 | 葛生小学校 |
| | 教育総務課 | 葛生中学校 |
| | 教育総務課 | 葛生中学校(夜間解放) |
| | 教育総務課 | 葛生南小学校 |
| | 教育総務課 | 閑馬スクールバス車庫 |
| | 教育総務課 | 閑馬小学校 |
| | 教育総務課 | 旗川小学校 |
| | 教育総務課 | 旗川小学校(夜間解放) |
| | 教育総務課 | 吉水小学校 |
| | 教育総務課 | 旧野上小学校 |
| | 教育総務課 | 犬伏小学校 |
| 教育総務課 | 犬伏小学校(夜間解放) | |
| 教育総務課 | 犬伏東小学校 | |
| 教育総務課 | 犬伏東小学校(夜間解放) | |
| 教育総務課 | 戸奈良小学校 | |
| 教育総務課 | 吾妻小学校 | |

| 部名 | 課等名 | 施設名 |
|--------|-----------------|--------------|
| 教育総務部 | 教育総務課 | 吾妻小学校(夜間解放) |
| | 教育総務課 | 吾妻中学校 |
| | 教育総務課 | 佐野小学校 |
| | 教育総務課 | 佐野小学校(夜間解放) |
| | 教育総務課 | 三好小学校 |
| | 教育総務課 | 山形小学校 |
| | 教育総務課 | 出流原小学校 |
| | 教育総務課 | 出流原小学校(夜間解放) |
| | 教育総務課 | 城東中学校 |
| | 教育総務課 | 城北小学校 |
| | 教育総務課 | 城北小学校(夜間解放) |
| | 教育総務課 | 常盤小学校 |
| | 教育総務課 | 常盤中学校 |
| | 教育総務課 | 植野小学校 |
| | 教育総務課 | 植野小学校(夜間解放) |
| | 教育総務課 | 西中学校 |
| | 教育総務課 | 西中学校(夜間解放) |
| | 教育総務課 | 石塚小学校 |
| | 教育総務課 | 石塚小学校(夜間解放) |
| | 教育総務課 | 赤見小学校 |
| | 教育総務課 | 赤見中学校 |
| | 教育総務課 | 赤見中学校(夜間解放) |
| | 教育総務課 | 船津川小学校 |
| | 教育総務課 | 多田小学校 |
| | 教育総務課 | 天明小学校 |
| | 教育総務課 | 天明小学校(夜間解放) |
| | 教育総務課 | 田沼小学校 |
| | 教育総務課 | 田沼西中学校 |
| | 教育総務課 | 田沼東中学校 |
| | 教育総務課 | 栃本小学校 |
| | 教育総務課 | 南中学校 |
| | 教育総務課 | 南中学校(夜間解放) |
| | 教育総務課 | 飛駒スクールバス車庫 |
| | 教育総務課 | 飛駒小学校 |
| | 教育総務課 | 氷室小学校 |
| | 教育総務課 | 氷室小学校(夜間解放) |
| | 教育総務課 | 北中学校 |
| | 教育総務課 | 北中学校(夜間解放) |
| | 教育総務課 | 野上スクールバス車庫 |
| | 学校給食課 | 南部学校給食センター |
| | 学校給食課 | 北部学校給食センター |
| | 生涯学習課 | 図書館 |
| | 生涯学習課 | 田沼図書館 |
| | 生涯学習課 | 作原野外活動施設 |
| | 生涯学習課 | 小見町南小見集会所 |
| | 生涯学習課 | 赤見町山崎集会所 |
| | 生涯学習課 | 多田町集会所 |
| 生涯学習課 | 大橋町西部集会所 | |
| 生涯学習課 | 大橋町東部集会所 | |
| 生涯学習課 | 富士見町集会所 | |
| 生涯学習課 | 並木町田中集会所 | |
| 生涯学習課 | 免鳥町集会所 | |
| 文化財課 | 葛生化石館 | |
| 文化財課 | 葛生人骨出土跡駐車場 | |
| 文化財課 | 葛生伝承館 | |
| 文化財課 | 吉澤記念美術館 | |
| 文化財課 | 郷土資料保存三好館 | |
| 文化財課 | 郷土資料保存田沼館 | |
| 文化財課 | 郷土博物館 | |
| 文化財課 | 埋蔵文化財発掘調査事務所 | |
| 公民館管理課 | 会沢地区コミュニティセンター | |
| 公民館管理課 | 界地区公民館 | |
| 公民館管理課 | 葛生地区公民館 | |
| 公民館管理課 | 旗川地区公民館 | |
| 公民館管理課 | 犬伏地区公民館 | |
| 公民館管理課 | 戸奈良地区コミュニティセンター | |
| 公民館管理課 | 吾妻地区公民館 | |
| 公民館管理課 | 山園地区コミュニティセンター | |

| 部名 | 課等名 | 施設名 |
|-------|------------------|------------------|
| 教育総務部 | 公民館管理課 | 城北地区公民館 |
| | 公民館管理課 | 常盤地区公民館 |
| | 公民館管理課 | 植野地区公民館 |
| | 公民館管理課 | 新吉水地区コミュニティセンター |
| | 公民館管理課 | 赤見地区公民館 |
| | 公民館管理課 | 中央公民館 |
| | 公民館管理課 | 田沼旗川緑地会館 |
| | 公民館管理課 | 田沼地区公民館 |
| | 公民館管理課 | 田沼中央公民館 |
| | 公民館管理課 | 田沼南部地区公民館 |
| | 公民館管理課 | 田沼北部地区コミュニティセンター |
| | 公民館管理課 | 栃本地区コミュニティセンター |
| | 公民館管理課 | 氷室地区公民館 |
| | 消防本部 | 消防本部 |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第10下羽田) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第10高橋) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第10村上) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第11駒場) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第11市場) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第11町屋) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第12寺久保) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第12出流原) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第12石塚) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第13第1班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第14第1班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第15第1班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第16第1班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第17第1班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第18第1班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第19第1班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第19第2班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第19第3班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第1高砂) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第20第1班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第20第2班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第20第3班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第20第4班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第21第1班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第21第2班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第21第3班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第22第1班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第23第1班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第24第1班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第25第1班) |
| 消防本部 | | 消防機械器具置場(第26第1班) |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第27第1班) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第28第1班) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第29第1班) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第2大蔵) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第30第1班) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第31第1班) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第3金屋仲) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第4寺中) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第4七軒) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第4植下) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第5伊保内) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第5船津川) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第5大古屋) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第5田島) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第6犬伏下) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第6黒袴①) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第6黒袴②) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第6鍬塚) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第6富士) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第7安良町) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第7朱雀) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第7奈良淵) | |
| 消防本部 | 消防機械器具置場(第8小中) | |

| 部名 | 課等名 | 施設名 |
|------|------|----------------|
| 消防本部 | 消防本部 | 消防機械器具置場(第8並木) |
| | 消防本部 | 消防機械器具置場(第8免鳥) |
| | 消防本部 | 消防機械器具置場(第9越名) |
| | 消防本部 | 消防機械器具置場(第9高山) |
| | 消防本部 | 消防機械器具置場(第9高萩) |
| | 消防本部 | 消防機械器具置場(第9馬門) |
| | 消防本部 | 消防機械器具置場(第9飯田) |

| 部名 | 課等名 | 施設名 |
|------|------|----------------------|
| 消防本部 | 消防本部 | 消防機械器具置場(本部分団) |
| | 消防本部 | 消防機械器具置場(本部分団屋外灯) |
| | 消防本部 | 消防本部庁舎 |
| | 消防本部 | 西分署 |
| | 消防本部 | 操法訓練会場・三好小(第18分団第1班) |
| | 消防本部 | 北分署 |

2) 推進状況の評価方法②における排出係数及び地球温暖化係数

| 項目 | | 単位 | Kg 換算値 | 対象ガス、排出係数、地球温暖化係数 | | | | | | | | | | |
|---------------------|-------|--------------------|----------------|-------------------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|------|-------|
| | | | | 二酸化炭素 | | メタン | | 一酸化二窒素 | | HfC-134a | | | | |
| | | | | 排出 係数 | 温暖化 係数 | 排出 係数 | 温暖化 係数 | 排出 係数 | 温暖化 係数 | 排出 係数 | 温暖化 係数 | | | |
| 施設 | 燃料使用 | 灯油 | ℓ | | 2.49 | 1 | | | | | | | | |
| | | 軽油 | ℓ | | 2.58 | 1 | | | | | | | | |
| | | A重油 | ℓ | | 2.71 | 1 | | | | | | | | |
| | | B重油 | ℓ | | 3 | 1 | | | | | | | | |
| | | C重油 | ℓ | | 3 | 1 | | | | | | | | |
| | | 液化石油ガス(プロパンガス) | m ³ | 1.9900 | 3.000 | 1 | | | | | | | | |
| | | 液化天然ガス | m ³ | 1.4000 | 2.700 | 1 | | | | | | | | |
| | 都市ガス | m ³ | | 2.160 | 1 | | | | | | | | | |
| | 電気使用 | 東京電力(株) | kWh | | 0.505 | 1 | | | | | | | | |
| | | イーレックス(株) | kWh | | 0.662 | 1 | | | | | | | | |
| | | 伊藤忠エネクス(株) | kWh | | 0.568 | 1 | | | | | | | | |
| | | 日本ロジテック協同組合 | kWh | | 0.386 | 1 | | | | | | | | |
| | | リエスパワー(株) | kWh | | 0.582 | 1 | | | | | | | | |
| | | JLエナジー | kWh | | 0.553 | 1 | | | | | | | | |
| (株)Fパワー | | kWh | | 0.454 | 1 | | | | | | | | | |
| (株)エネット | kWh | | 0.454 | 1 | | | | | | | | | | |
| 車両 | 燃料使用料 | ガソリン | ℓ | | 2.322 | 1 | | | | | | | | |
| | | 軽油 | ℓ | | 2.619 | 1 | | | | | | | | |
| | | 天然ガス | m ³ | | 2.160 | 1 | | | | | | | | |
| | 自動車走行 | ガソリン・LPG | 普通・小型乗用車 | km | | | | 0.00001 | 25 | 0.000029 | 298 | | | |
| | | ガソリン・LPG | 軽乗用車 | km | | | | 0.00001 | 25 | 0.000022 | 298 | | | |
| | | ガソリン・LPG | 普通貨物車 | km | | | | 0.000035 | 25 | 0.000039 | 298 | | | |
| | | ガソリン・LPG | 小型貨物車 | km | | | | 0.000015 | 25 | 0.000026 | 298 | | | |
| | | ガソリン・LPG | 軽貨物車 | km | | | | 0.000011 | 25 | 0.000022 | 298 | | | |
| | | ガソリン・LPG | バス | km | | | | 0.000035 | 25 | 0.000041 | 298 | | | |
| | | ガソリン・LPG | 特殊用途車 | km | | | | 0.000035 | 25 | 0.000035 | 298 | | | |
| | | 軽油 | 普通・小型乗用車 | km | | | | 0.000002 | 25 | 0.000007 | 298 | | | |
| | | 軽油 | 普通貨物車 | km | | | | 0.000015 | 25 | 0.000014 | 298 | | | |
| | | 軽油 | 小型貨物車 | km | | | | 0.0000076 | 25 | 0.000009 | 298 | | | |
| | | 軽油 | バス | km | | | | 0.000017 | 25 | 0.000025 | 298 | | | |
| | | 軽油 | 特殊用途車 | km | | | | 0.000013 | 25 | 0.000025 | 298 | | | |
| | | 天然ガス | 軽乗用車 | km | | | | 0.0000084 | 25 | 0.0000002 | 298 | | | |
| | | カーエアコンのHFC排出量 | | 台 | | | | | | | | | 0.01 | 1,430 |
| | | 水処理センター | | m ³ | | | | | 0.00088 | 25 | 0.00016 | 298 | | |
| | | 農業集落排水+浄化槽(係数表による) | | 人 | | | | | 0.59000 | 25 | 0.023 | 298 | | |
| みかもクリーンセンター一般廃棄物焼却量 | | t | 16.9% | 2,765 | 1 | 0.00095 | 25 | 0.0567 | 298 | | | | | |
| 葛生清掃センター一般廃棄物焼却量 | | t | 15.0% | 2,765 | 1 | 0.077 | 25 | 0.539 | 298 | | | | | |

第4次
佐野市役所地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

平成29年3月

発行 佐野市 市民生活部 環境政策課
〒327-8501
栃木県佐野市高砂町1番地
電話 0283-24-5111 (代表)